

資料	障害年金の額改定請求に関する検討会(第3回)
	平成25年10月30日

額改定請求の待機期間を要しないこととする対象について

1. 検討に当たっての考え方

- 今回の検討会は、すでに障害年金が受給されている方(2級または3級)に対し、障害の程度が増進したことが明らかである場合に1年間の待機期間について例外規定を設け、前倒して額の改定を請求できる範囲を定めるもの。
したがって、
 - ①障害年金そのものを受給できる範囲を定めるような趣旨ではない。
 - ②障害の程度を審査した結果、必ずしも上位等級が認められるわけではない。
- これまでの議論においては、
 - ① 数多くの傷病名ごとに規定することは無理であり、また、傷病名よりは障害の状態で整理した方が全体を補促するという点では適切であるため、原因となる傷病名は特定せずに増進した障害の状態で規定する。
 - ② 永続的に固定する症状のみとすると対象がかなり限定されてしまうため、一定程度症状の固定が認められ、その後改善する可能性もあるものの基本的には症状の改善が期待されないものも含めて対象とする。
 - ③ 精神障害については、疾病の特性として1年以内に急性増悪し、その後固定するという状態には当てはまらないため、今回の議論の対象としない。
との内容がとりまとめられたところである。

- 関係団体からのヒアリングにおいては、症状が急激に悪化する場合の事例について意見があった他、1年を待たずに障害の程度が増進することは傷病名に限らずに起こりえることであり、その障害の程度については、主治医の診断書や本人の申立書などを踏まえて診査を行い判断すべきとのご意見があった。
- 一方、構成員からは、申請を受理する窓口において明確な規定でないと困るのではないかという意見があり、明確でない基準を定めた場合は、実務上統一的な運用が難しくなるほか、受給権者が請求の判断に迷い、余計な負担を負うことにもなりかねないと考えられる。
- 以上のことから、額改定請求の待機期間を要しないこととする対象については、一定の条件を満たした場合について規定する方向で検討することが適当ではないか。

2. 対象として規定するための条件

国民年金法第34条第3項並びに厚生年金保険法第52条第3項の規定の趣旨やこれまでの検討経過を踏まえれば、(1)～(7)全ての条件を満たすことが必要ではないか。

- (1) 原因となる傷病名は特定せずに増進した障害の状態で規定すること
- (2) 急激に障害の程度が増進したこと、また、個人ごとの状態を評価しなくても増進したことが明らかであること
- (3) 障害の固定が認められること（永続的に固定する症状のみでなく、一定程度症状の固定が認められ、その後改善する可能性もあるものの基本的には症状の改善が期待されないものも含む）
※障害が固定したかどうか不明確なものについては、一定程度の経過期間を定めることが必要
- (4) 精神の障害でないこと
- (5) 厚生労働省、日本年金機構、請求者など、判断する者によって結果が異なることのないよう、明確な要件であること
- (6) 一定期間、安定的に適用できるような判断基準であること
- (7) 法令上、紛れなく規定することができること

3. 額改定請求の待機期間を要しないこととする対象（案）

ア. 規定が可能と思われるもの

以下については、上記②の条件を全て満たしており、対象として規定が可能ではないか。

- ① 両眼の視力の和が 0.04 以下となった場合
- ② 両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下となった場合
- ③ 人工内耳を入れた後、両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上になった場合
- ④ 四肢又は指の切断（再接着手術が行われていない場合）
- ⑤ 心臓移植又は人工心臓（補助人工心臓）の使用

イ. 規定について検討が必要と思われるもの

以下については、上記②の条件に照らし、特に問題なく規定できるか、何らかの限定が必要か、あるいは規定は困難かを検討する必要があるのではないか。

- ⑥ 両眼の視野がそれぞれ 5 度以内となった場合
- ⑦ 両眼の視野がそれぞれ中心 10 度以内におさまるもので、かつ、10 度以内の 8 方向の残存視野の角度の合計が 56 度以下となった場合
- ⑧ 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上になった場合
- ⑨ 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上になった場合
- ⑩ (神経系統の障害による) 四肢又は指の麻痺(完全麻痺に限る)(脳血管障害については 6 か月以上継続した場合)
- ⑪ (重症心不全により) C R T、C R T-D を装着した場合
- ⑫ 人工透析療法の施行(3 か月以上継続した場合)
- ⑬ 人工肛門を造設し、かつ、新膀胱を造設した場合(人工肛門については 6 か月以上継続した場合)
- ⑭ 人工肛門を造設し、かつ、尿路変更術を施した場合(6 か月以上継続した場合)
- ⑮ 人工肛門を造設し、かつ、完全排尿障害(カテーテル留置又は自己導尿の常時施行を必要とする)状態にある場合(6 か月以上継続した場合)
- ⑯ 脳死状態又は遷延性植物状態になった場合(遷延性植物状態については 3 か月以上継続した場合)
- ⑰ 人工呼吸器の装着(1 か月以上常時継続した場合)

ウ. 規定が困難と思われるもの

以下については、上記②の条件に照らし、規定することは困難ではないか。

- ⑯ 白血病等個別の病名によるもの
- ⑰ 一般状態区分才に該当すると判断される場合（ウ及びエも同様）
- ⑱ 喉頭全摘出手術を施したもの
- ⑲ 胃ろうの造設をした場合
- ⑳ 手術後に状態が悪化したもの
- ㉑ 悪性新生物による終末期の状態にある場合
- ㉒ 悪性新生物について（積極的治療は行わず）緩和ケアを行っている場合

※ 難病については、治療方法が確立されていない点で一定の固定性が認められるものの、様々な症状や進行度があることから、全体を網羅するような障害の状態を規定することは困難である。ただし、省令に規定される障害の状態に個別に該当する場合には、1年間の待機期間を要しないこととなる。

国民年金法

(傍線部分は法律改正による追加部分)

(障害の程度が変わった場合の年金額の改定)

第三十四条 厚生労働大臣は、障害基礎年金の受給権者について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、障害基礎年金の額を改定することができる。

- 2 障害基礎年金の受給権者は、厚生労働大臣に対し、障害の程度が増進したことによる障害基礎年金の額の改定を請求することができる。
- 3 前項の請求は、当該障害基礎年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、障害基礎年金の受給権を取得した日又は第一項の規定による厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行うことができない。
- 4・5 (略)
- 6 第一項の規定により障害基礎年金の額が改定されたときは、改定後の額による障害基礎年金の支給は、改定が行われた日の属する月の翌月から始めるものとする。

厚生年金保険法

第五十二条 厚生労働大臣は、障害厚生年金の受給権者について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、その程度に応じて、障害厚生年金の額を改定することができる。

- 2 障害厚生年金の受給権者は、厚生労働大臣に対し、障害の程度が増進したことによる障害厚生年金の額の改定を請求することができる。
- 3 前項の請求は、当該障害厚生年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、障害厚生年金の受給権を取得した日又は第一項の規定による厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行うことができない。
- 4・5 (略)
- 6 第一項の規定により障害厚生年金の額が改定されたときは、改定後の額による障害厚生年金の支給は、改定が行われた月の翌月から始めるものとする。
- 7 (略)